顧客紹介契約書

ネビュラスフィア株式会社(以下「委託者」という。)とミラージュコア株式会社(以下「受託者」という。)は、受託者が委託者に対して顧客を紹介する業務(以下「本業務」という。)について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(定義)

本契約における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「本サービス」とは、委託者が業として提供する、委託者のサービス「ファンタズマルスパイラル」をいう。
- (2) 「顧客」とは、本サービスを利用する見込みのある法人又は個人をいい、受託者の紹介に基づき、実際に委託者との間で本サービスの利用に関する契約を締結することになる 法人及び個人を含む。

第2条(顧客の紹介)

- 1. 受託者は、顧客の名称、所在地、代表者及び担当者の氏名、連絡先その他委託者が求める 情報を、委託者に対して書面又は電磁的方法により通知し、当該顧客と委託者との間で、本 サービスの利用に関する契約が締結されるよう媒介又は取次ぎを行う。
- 2. 受託者は、前項の紹介の際、顧客との間で、委託者を拘束するいかなる表明、保証又は合意等を行ってはならない。
- 3. 受託者は、委託者が顧客に関する情報提供又は報告を求めた場合には、速やかに、委託者に対し、当該求めのあった事項について情報提供又は報告を行う。
- 4. 受託者は、本契約の目的の範囲内で、委託者の商標及び社名を使用することができる。また、必要がある場合、委託者は、受託者に対し、第1項の紹介を行うにあたり必要となる、本サービスの販売資料、本サービスのパンフレット、商品説明書その他の販売促進物を無償で提供し、受託者は本契約の目的の範囲内で、当該販売促進物を使用することができる。

第3条(紹介手数料)

委託者は、受託者が前条に基づき委託者に紹介した顧客との間で本サービスの利用に関する契約を締結した場合、受託者に対し、紹介手数料として、金200,000円(消費税を含む。)を支払う。ただし、顧客の紹介前に既に委託者が当該顧客に対し本サービスの紹介を行っていた場合その他これに準じる場合を含まない。

第4条(支払方法)

- 1. 委託者は、第2条第1項に基づき受託者から顧客の名称等の通知を受けた顧客との間で本サービスの利用に関する契約を締結した場合、受託者に対する紹介手数料を算出した上で、書面又は電磁的方法により、同契約を締結する日の属する月の翌月10日までに受託者に通知する。
- 2. 受託者は、委託者から前項に定める通知があった場合、当該紹介手数料に関する請求書を、当該通知があった日の属する月の末日までに委託者に対して送付し、委託者は当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、当該月の紹介手数料を受託者の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は委託者が負担する。

第5条(費用負担)

- 1. 受託者は、本契約に基づき委託者に顧客を紹介するに際して必要な費用が生じた場合は、 委託者に対して第2条第1項に従って当該顧客の名称等の通知をしてから5営業日以内に、 委託者に対して、書面にて必要となった費用を請求しなければならない。
- 2. 受託者から前項の請求があった場合は、委託者は請求があった日の属する月の翌月末日までに、顧客の紹介に必要となった費用を受託者の指定する銀行口座に振り込みにより支払う。なお、振込手数料は委託者が負担する。

第6条(再委託の禁止)

受託者は、委託者の事前の書面による承諾なく、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

第7条(秘密保持義務)

- 1. 委託者及び受託者は、本契約の存在及びその内容、顧客情報及び相手方から開示された相手方の営業上及び技術上その他情報のうち秘密である旨を明示したもの(以下総称して「秘密情報」という。)について秘密を保持し、相手方の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、自己の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。当該秘密保持にあたって、委託者及び受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならない。また、委託者及び受託者は、秘密情報を必要な範囲を超えて複写又は複製してはならず、複写・複製物は秘密情報に含まれる。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自ら保持していたもの
 - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの
 - (3) 開示を受けた後、自らの責によらないで公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの
 - (5) 開示された情報を参照することなく独自に開発したもの
- 3. 委託者及び受託者は、自己の役員及び従業員に対して秘密情報を開示するときは、本契約において自己が負うのと同等の義務を当該役員及び従業員に課し、当該役員及び従業員による義務の履行につき一切の責任を負う。
- 4. 第1項にかかわらず、委託者及び受託者は、秘密情報を弁護士、公認会計士その他のアドバイザーであって法令上又は書面による合意に基づき秘密保持義務を負う者に開示することができる。
- 5. 第1項にかかわらず、委託者及び受託者は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。かかる公表又は開示を行った場合は、その旨を事前に(不可能又は著しく困難な場合は事後速やかに)相手方に通知する。
- 6. 委託者及び受託者は、本契約が終了した場合又は相手方が要求した場合、相手方の指示に従い、秘密情報を速やかに返還、廃棄その他の措置を講ずる。

第8条(契約期間及び更新)

- 1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から2025年6月30日までとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、期間満了日の6か月前までに委託者受託者いずれからも書面による本契約の変更又は終了の申し入れのない場合、本契約は同一条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

第9条(損害賠償責任)

委託者又は受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

第 10 条 (遅延損害金)

委託者が本契約に基づき受託者に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の 翌日から支払い済みに至るまで、年3%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 11 条 (通知)

委託者又は受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、事前にその旨を 書面により通知しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき。

第12条 (契約の変更)

本契約は、受託者及び委託者の書面による合意によってのみ変更することができる。

第 13 条 (解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 委託者又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときには何らの催告を要しないで直ちに本契約及び委託者及び受託者間の別の契約(以下「本契約等」という。)の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約等に定める条項につき重大な違反があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部 の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該 一部に限る。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達する ことができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を 受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。
 - (7) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
 - (8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき。
 - (9) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
 - (10) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
 - (11) 解散し、又は事業を廃止したとき。
 - (12) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
 - (13) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
 - (14) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (15) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 3. 前二項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 14 条 (本契約上の地位等の譲渡禁止)

委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)であること。

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって する等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 委託者及び受託者は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、 又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを確約する。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他これらに準ずる行為
- 3. 委託者及び受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告なく、書面による意思表示によって直ちに本契約を解除することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした当事者は、解除権を行使した当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
- 4. 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。この場合において、解除権を行使した当事者は、相手方に対し、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことに起因又は関連する一切の損害(弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むが、これに限られない。)の賠償を請求することができる。

第 16 条 (残存条項)

本契約の終了後であっても、第3条(紹介手数料)、第4条(支払方法)、第7条(秘密保持義務)、第9条(損害賠償責任)、第10条(遅延損害金)、第14条(本契約上の地位等の譲渡禁止)、第15条(反社会的勢力の排除)、本条、第17条(合意管轄)、及び第18条(誠実協議)の規定は有効に存続する。

第 17 条 (準拠法・合意管轄)

- 1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
- 2. 本契約又はこれらに関連する一切の紛争が生じた場合、ナイガ地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に関し疑義が生じた場合、委託者及び受託者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者双方署名又は記名押印の上各1 通を保有する。

2023年1月20日

(委託者)

住 所 東京都鈴鹿町虹ヶ丘1丁目99-99 会社名 ネビュラスフィア株式会社 代表者 佐藤 一郎

(受託者)

住 所 大阪府幻町夢見区7丁目77-77 会社名 ミラージュコア株式会社 代表者 中村 美咲